

憲法的国家観と两岸関係における実態

——中国籍配偶者の公職就任問題から見える台湾の特殊性

日本台湾交流協会台北事務所専門調査員 小林千乃*

「中華民国の身分証を受け取ったとき、すでに大陸の戸籍は放棄していました。今の戸籍は（台湾の）富里郷にあります。法律に従って村長選に立候補し、当選しました。それなのに两岸関係の緊張によって、私はグレーゾーンに置かれてしまったのです。」—インタビューにおける中国籍配偶者の発言¹

一、はじめに

2026年2月、立法院（国会に相当）における第二野党である民衆党は、立法委員（国会議員に相当）を2年で交代させる旨の選挙公約を実行に移し、比例区選出の立法委員6名を新たに繰り上げ当選させた。そのうちの1名は、台湾で一般に「陸配」と呼ばれる、結婚を機に台湾へ移住し、台湾の戸籍を取得した中華人民共和国籍配偶者（以下、中国籍配偶者）である。

2026年2月の当該立法委員就任を契機に大きく報道されるようになったこの議論の争点は、当該立法委員の同職就任後に《台湾地区與大陸地区人民關係條例》（以下、兩岸条例）と《国籍法》のいずれの法律を適用すべきかという点にある。中国籍配偶者の権利や保障は兩岸条例によって規定されており、同条例第21条では「戸籍を有して10年が経過すれば、公職に立候補できる」旨規定されている。これに対し、《国籍法》第20条第1項では「外国籍を取得した中華民国国民は、中華民国の公職に就くことができない」旨、同条第4項では「外国籍を併有する場合は就任前に外国籍の放棄手続きを行い、就任日から一年以内に当該国籍の喪失証明書を提出しなければならない」旨規定されている。現在、この国籍法を中国籍配偶者に適用できるか否かをめぐり、台湾社会の意見が分かれている。

二、中国籍配偶者の公職就任問題をめぐる経緯

1、新住民と中国籍配偶者

現在約2,329万の人口を有する台湾において、1987年以降に婚姻等を機に台湾へ移住し定住した人々は「新住民」と呼ばれている。内政部移民署の統計によれば、1987年から2025年までに台湾に移住した新住民の人数は計61万5,355人に達し、うち大陸地区出身者は36万7,520人、香港・マカオ出身者は2万3,606人となっている。そのため、図1に示すように、中国出身者は新住民全体の約63.6%（大陸地区のみは約59.7%）を占めており、過去30年以上にわたり最大の出身地となっている（内政部移民署 2025）。

台湾では、新住民は身分証の取得によって原則的に台湾人と同様の扱いを受けることができる。この身分証取得の規定は、大陸地区人民、香港・マカオ人民、その他外国人それぞれ異なる法律に依拠しており、取得条件が異なっている。大陸地区からの新住民に関しては、兩岸条例において規定されており、台湾の定住証の取得後、台湾の戸籍登記及び身分証の取得が可能となる（内政部移民署 2024a）。2025年12月現在、既に16万4,397人の大陸地区出身者が台湾の定住証を取得済みである。

近年、新住民人口の拡大を背景として、2024年には《新住民基本法》が、2025年には《内政部新住民發展署組織法》が新たに公布された。行政院は、新住民基本法の

※ 本稿の内容や意見等は日本台湾交流協会の公式見解を示すものではなく、全て執筆者個人の分析に依拠する内容及び意見であり、かつ政治的な立場を示すものでもない。なお、本稿中の人物の組織名・肩書きは当時のものである。

1 （王思慧 and 王燕華 2025）

成立による受益者は100万人を超える見込みであるとしており（行政院 2024）、今後新たに設立される新住民発展署の下で、新住民への支援強化が期待されている。

もっとも、中国籍配偶者の公職就任問題をめぐっては、こうした制度の整備とは別に、参政権の適用範囲をめぐる法的議論が生じている。次節では、過去に発生した中国籍配偶者の公職就任問題をめぐる事例を整理する。

2、過去の中国籍配偶者の公職就任と解職事例

今回論争となっているのは立法委員の事例であるが、中国籍配偶者の公職就任問題をめぐっては、過去にも県議会議員で1件、村長・里長²で5件の関連事例が発生している。

（1）県議会議員の事例

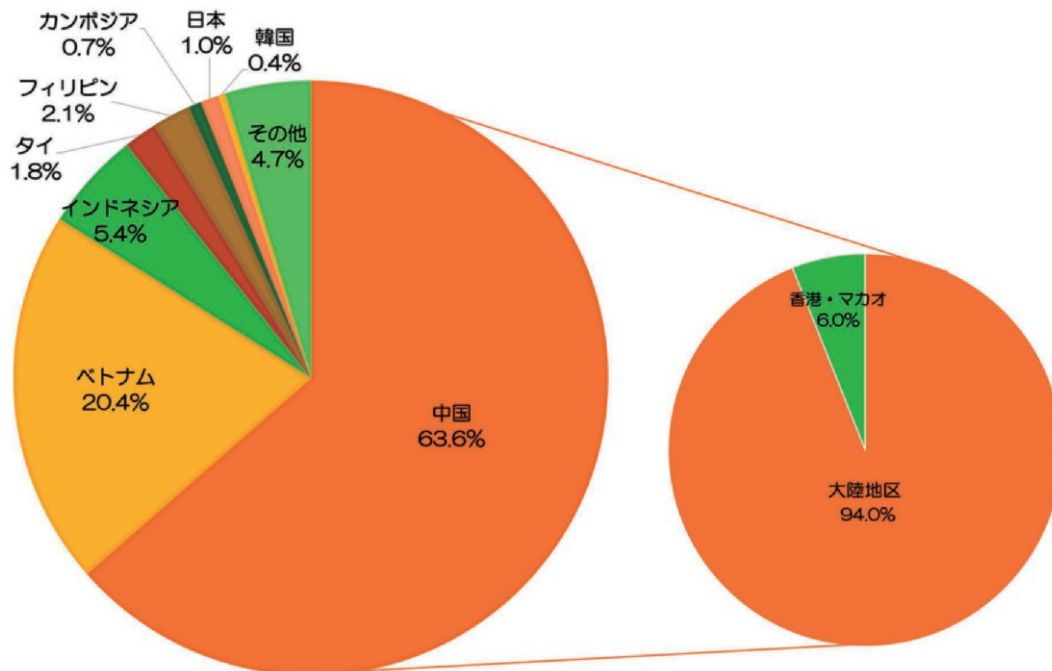
2024年12月、2021年に南投県議会議員に繰り上げ当選し既に任期満了となっていた中国籍配偶者について、就任時に外国籍を喪失しておらず、期限までに国籍喪失

証明書を提出していなかったとして、内政部は国籍法に基づき当該議員の公職資格を解除した（内政部 2024）。当該議員はこれを不服として行政院に対して審査請求を申し立てたが棄却され³、その後2025年4月、台北高等行政法院に行政訴訟を提起し、内政部長及び大陸委員会主任委員⁴らに対して損害賠償を求めている（張梓嘉 2025）。

（2）村長・里長の事例

2025年1月、台北市、新北市及び花蓮県の村長・里長5名について、中国国籍を有している可能性があるとして、内政部は各自治体に対し国籍法及び戸籍法に基づく対応を求めた（高華謙 2025）。このうち花蓮県では、当該村長に外国国籍喪失証明書の提出を求めたものの、期限内に提出されなかったことを理由に、主管機関が同年8月付けで当該村長の解職処分を行った。これに対し、当該元村長が審査請求を申し立てた結果、花蓮県政府は「大陸地区の国籍抹消の有無や提出資料の効力について十分な調査が尽くされていなかった」として原処分を取

（図1）婚姻等を機に台湾に移住した人口の国籍別割合



（出典：移民署データより筆者作成）

2 台湾の村里長は、日本の自治会長・町内会長に相当するが、住民による選挙で選ばれる点が異なる。
 3 行政院訴願決定書 院臺訴字第 1145005799 号を参照。
 4 部長、主任委員ともに日本における大臣級に相当する。

り消した（花蓮縣政府 2025）。また同県政府は、《憲法増修條文》第11条「自由地区と大陸地区の人民の権利義務関係等については、法律により特別の規定を設けることができる」の趣旨に照らし、「大陸地区に関する事項を直ちに国籍法第20条の『外国国籍』に該当すると断ずることには疑義がある」との見解も示した。

これに対し内政部は、公職に就く中華民國国民は国家への忠誠義務を負う以上、国籍法第20条第4項の規定（外国国籍喪失証明書の提出）を履行していない者については解職手続きを行うべきであるとした上で、地方政府は中央主管機関の解釈に従って処理すべきであり、再度主管機関に解職手続きを行うよう求めた（内政部 2025b）。しかし、その後現在に至るまで当該元村長の復職手続きは行われておらず、2025年12月、同元村長は台北地方検察署を訪れ、「内政部及び大陸委員会が主管機関に圧力をかけ、自身の復職を妨げている」として、劉世芳・内政部長を職権乱用の疑いで告発した（蕭雅娟 2025）。

なお、その他4件の事例についても、台北市と新北市は、参政権保障の適法性に関わる問題であることから、解職の可否について法的検討を続けるとともに中央に法解釈の提示を求めており、現時点では解職措置は執らないとしている（曹亞治 2025；陳昱婷 2025）。

こうした事例から、中国籍配偶者の公職就任問題は台湾の法制度における大陸地区の位置付けをめぐる解釈問題と深く関わっていることが理解できる。次節では、憲法及び関連法制の枠組みを整理する。

三、制度的争点

1、憲法・两岸条例・国籍法の枠組み

憲法は台湾の法体系の基礎をなす源泉及び根拠であり、社会的価値を最終的に決定する基本的規範でもある（呂炳寬 et al. 2023）。台湾における最高法規である《中華民國憲法》は、国民政府が南京に首都を置いていた

1946年に制定され、1947年に公布・施行された。そのため同憲法は、1949年の中華人民共和国成立宣言以前に中国本土で制定されたものである。

1949年に国民党政権が台湾へ移転した後も同憲法は維持され、1991年には李登輝・総統（当時）によって動員戡亂時期⁵の終了が宣言され、《中華民國憲法増修條文》の制定を通じた民主化と憲法改革が進められた（高輝 2012）。ただし、当時も李登輝は、「憲法改革は《中華民國憲法》を保存するためであり、「中華民國」の法による統治を放棄するものではない」と強調している（若林 2021）。

そのため、1991年に制定された《中華民國憲法増修條文》前文には「国家統一前の必要に対処するため、…本憲法の条文を次のとおり増修する。」と明記され、中華民國における台湾を「自由地区」、中国を「大陸地区」と区別した上で、第11条において「自由地区と大陸地区との間における人民の権利義務関係及びその他の事項の処理については、法律により特別の規定を設けることができる」⁶と定められた（廖元豪 2025；高輝 2012）。この規定を受けて制定されたのが两岸条例である。若林（2021）は、李登輝以降の民進党政権においても《中華民國憲法》の構造的枠及びこれを放棄しないことによる「中国」の法理的・象徴的空間はなお存続していると指摘する。

こうした憲法構造の下では、中華人民共和国を外国として位置付けることには解釈上の困難があると指摘されており（廖元豪 2025）、两岸条例においても、大陸地区は「台湾地区以外の中華民國領土」と定義され、「大陸地区政権」や「大陸地区旅券」といった用語が用いられている。また高輝（2012）は、憲法第4条⁷及び憲法増修條文第11条の規定に照らせば、「两岸条例に基づく『一国（中華民國）二区（台湾地区と大陸地区）』との表現は、違憲、現状変更、国土分裂、国格の矮小化のいずれにも当たるとはならない」と論じている。

他方、《国籍法》は、外国人又は無国籍者に関する法律であり、外国籍の取得や喪失などについて定めている。

5 1948年に制定された「動員戡亂時期臨時條款」に基づき、中国共産党との内戦に対処するために中華民國政府が非常体制をとった期間を指す。

6 本内容は、第1～3次改正までの増修條文では第10条に、第4～7次改正時の増修條文では第11条に規定されている。

7 中華民國憲法第4条「中華民國の領土は、その固有の疆域に基づくものとし、国民大会の決議を経なければ、これを変更することはできない。」

同法第20条は公職就任に関する規定を置き、「外国国籍を取得した中華民国国民は公職に就くことができない」と定めるとともに、「外国籍を併有する場合には就任後一年以内に当該国籍を放棄し、その証明書を取得し、提出しなければならない」としている。なお、本件に関連する憲法増修条文及び各種法律抜粋は（表1）のとおり。

以上を踏まえ、中国籍配偶者の公職就任問題をめぐっては、現在、（表2）のとおり、①兩岸条例と国籍法の双方を適用すべきとする見解と、②憲法体系に照らして兩岸条例のみを適用すべきとする見解の二つが存在している。次節では、これらの見解の内容を整理する。

2、兩岸条例及び国籍法適用説

現政権は、兩岸条例と国籍法の双方を適用すべきであるとの立場を取っている。その根拠として、①国籍法における「外国籍」とは、中華民国国籍以外の「国籍」⁸ 全てを指すこと、②大陸の戸籍と国籍は異なる法的概念であること、③兩岸条例と国籍法は同一事項を規定しているわけではないため併用が可能であること、の三点を挙げている。

2024年12月、内政部は「大陸での戸籍登録の抹消は国籍喪失を意味するものではない。戸籍と国籍は異なる

（表1）本件に関連する憲法増修条文及び各種法律抜粋

《中華民国憲法増修條文》	
国家統一前の必要に対処するため、憲法第二十七条第一項第三号及び第一百七十四条第一号の規定に基づき、本憲法の条文を次のとおり増修する。	
第11条	自由地区と大陸地区の間における人民の権利義務関係およびその他の事項の処理については、法律により特別の規定を設けることができる。
《台湾地区與大陸地区人民關係條例》（通称、兩岸条例）	
第1条	国家統一前において、台湾地区の安全および民衆の福祉を確保し、台湾地区と大陸地区の人民の往来を規律し、これに伴って生ずる法律問題を処理するため、特に本条例を制定する。本条例に規定のない事項については、その他の関係法令の規定を適用する。
第2条	本条例の用語の定義は以下である： 一、台湾地区：台湾、澎湖、金門、馬祖および政府の統治権が及ぶその他の地域を指す。 二、大陸地区：台湾地区以外の中華民国領土を指す。 三、台湾地区人民：台湾地区に戸籍を有する人民を指す。 四、大陸地区人民：大陸地区に戸籍を有する人民を指す。
第17条	5 …長期居留者であって、次の各号の規定に適合する者は、台湾地区における定住を申請することができる。 …三、原籍喪失証明を提出すること。
第21条	大陸地区の人民で、許可を受けて台湾地区に入境した者は、法律に別段の定めがある場合を除き、台湾地区に戸籍を設けてから満十年を経なければ、公職の候補者として登録すること、または公務員・教育職員もしくは公営事業機関（構）の職員となること、及び政党を組織することができない。
《国籍法》	
第9条	1 帰化を申請した外国人は、帰化の許可を受けた日から起算して一年以内に、原有国籍の喪失証明書を提出しなければならない。…
	2 所定の期間内に原有国籍喪失証明書を提出しない外国人については、帰化許可は取り消される。…
	4 外国人が次の各号のいずれかに該当する場合は、原有国籍喪失証明書の提出を免除する。 …三、本人の責めに帰ることができない事由により、原有国籍喪失証明を取得できない場合。
第20条	1 中華民国の国民であって外国の国籍を取得した者は、中華民国の公職に就くことができない。すでに公職に就いている場合には、次の区分に従い、その公職を解く。立法委員については、立法院がこれを解職し、直轄市、県（市）、直轄市山地原住民区及び郷（鎮、市）の民選公職者については、それぞれ行政院、内政部、直轄市政府または県政府がこれを解職し、村（里）長については、郷（鎮、市、区）公所がこれを解職する。…
	4 中華民国国民が外国国籍を併せて有する場合、本条に定める国籍制限の対象となる公職に就任しようとするときは、就任前に外国国籍の放棄手続きを行わなければならない。また、就任の日から一年以内に当該外国国籍の喪失を完了し、その証明書類を取得しなければならない。ただし、他の法律に別段の規定がある場合には、その規定に従う。

（出典：法務部データより筆者作成）

法的概念であるため、中華民国国籍以外の国籍を有する者は国籍法に従いこれを放棄しなければならない」との見解を示した（内政部 2024）。さらに2025年11月には、二重国籍者が民選公職に就いたまま中華民国以外の国籍を放棄しない場合、我が国と他国の双方に同時に忠誠を誓う状態となるため忠誠義務の衝突が生じ、これは明らかに国籍法第20条第1項の禁止規定に違反すると説明している（内政部 2025a）。

また、2026年2月5日に大陸委員会は、兩岸条例は元大陸地区人民の参政権、すなわち立候補資格を規定するとどまり、公職就任後については国籍法が規定しており、これに従うべきであるとの解釈を示した⁹。さらに、「兩岸条例が特別法である以上、一般法である国籍法に優先すべきである」との見解に対して大陸委員会は、特別法優先の原則の適用は同一事項について法律の規定が競合する場合に限られるため、本件には当たらないと説明している（頼于榛 2026b）。

もっとも、この解釈には実務上の困難も指摘されている。中国政府は台湾を自国の一部と位置付けているため、中国国籍保有者が台湾に戸籍を移した場合であっても、外国への移動ではなく国内移動とみなされる。そのため、中国当局が当該者の国籍放棄申請を受理することは理論上困難であるとの指摘も多い。その場合、中国籍配偶者は、外国国籍の喪失証明書を提出できず解職されることとなるが、この点について大陸委員会は、「現状としては、そのような結果となる可能性が高い」と表明している（李雅雯 2025）。

他方、仮に国籍法が中国籍配偶者にも適用されるとしても、同法第9条第4項第3号が規定する「本人の責めに帰することができない事由により原有国籍喪失証明を取得できない場合」に該当する可能性があるのではないかという議論も提起されている（尤英夫 2026）。

3、兩岸条例のみ適用説

兩岸条例のみを適用すべきとする見解は、憲法において大陸地区をも中華民国の一部とみなしている事実に加え、大陸地区人民の公職参政権が兩岸条例に明記されていること、また、従来「大陸地区人民」は「外国人」と異なる枠組みで処理されてきたという法的慣例を根拠としている。

2025年、国民党は中国籍配偶者の参政権を保障し、国籍問題を生じさせないため、「大陸地区人民の公職立候補資格はすべて兩岸条例に基づくものとし、国籍法に定める国籍放棄規定を適用しない」とする国籍法改正案を提出した（郭建伸 2025）。これについて中正大学教授の羅世宏は、中国籍配偶者には本来国籍法第20条は適用されず、内政部が先に独自の運用を行なっていないければ国籍法改正の必要もなかったとして、「本件に関する内政部の関連する行政措置は、既に憲法及び兩岸条例に違反している」と指摘している（張曼蘋 2025）。

また廖元豪（2025）は、司法院大法官¹⁰による憲法解釈においても大陸地区人民を外国人として扱った例はなく、その例を数点列挙した上で、「内政部が国籍法第20条によって中国籍配偶者の公職就任問題を処理することは憲法上の枠組みに適合せず、法的根拠を欠く」と論じている。さらに廖元豪（2025）は、民進党政権時であった2022年に修正された《国家安全法》¹¹を含む多くの法律においても「外国」と「大陸地区」が並立する存在として列挙されていることから¹²、「立法府及び行政府は従来から、法律上両者を必ず区別する必要があることを明知していた」と指摘している。

8 本文中の「国籍」という表現は、内政部の公式声明中の用語を直接引用したものである。

9 2026年2月5日行政院會後記者會（第3989次會議）（2026）

10 司法院に属する憲法裁判機関の構成員。中華民国憲法及び憲法增修条文の規定により、憲法の解釈、法律及び命令の統一解釈などの職権を掌理する。

11 《国家安全法》第2条 何人も、外国、大陸地区、香港、澳門、境外敵対勢力、…のために、次に掲げる行為をしてはならない。…

12 廖元豪（2025）は国家安全法のほか、公職人員選挙罷免法、戸籍法、新住民基本法、人口販運（日：人身売買）防治法等を例に挙げている。

(表2) 中国籍配偶者の公職就任問題に関する主な見解

两岸条例、国籍法双方を適用すべき	两岸条例のみを適用すべき
主張するグループ：主に政権側	主張するグループ：主に野党側
根拠： ① 国籍法における「外国籍」とは、中華民国国籍以外の国籍 ⁸ 全てを指す。 ② 大陸の戸籍と国籍は異なる法的概念である。 ③ 两岸条例と国籍法は同一事項を規定しているわけではないため併用が可能。	根拠： ① 中華民国憲法では、大陸をも中華民国の一部とみなしている。 ② 大陸地区人民の公職参政権は既に两岸条例に規定されている。 ③ 従来、大陸人民は外国人と異なる枠組みで処理されてきたという法的慣例。

(出典：論文や報道を基に筆者作成)

しかし現在、「两岸がそれぞれ別の国家に属するという概念自体が国際社会における基本的常識である」との民進党立法委員の発言にも見られるように¹³、台湾人の帰属意識の変化などを背景として、このような認識は政治的言説として一定の広がりを見せていると考えられる。もっとも、このような政治的認識は、憲法や两岸条例が前提としてきた两岸関係の法的構造と必ずしも整合するものではなく、憲法的国家観と两岸関係の実態との間に一定の乖離が存在していることが示唆される。

四、憲法的国家観と两岸関係の実態との乖離

許宗力(1996)は、中華民国憲法は中国全体を適用範囲とすることから、同憲法上、台湾を含む中国において中華民国政府のみが正統な政府であり、中国大陸の中華人民共和国政府は「偽政権」又は「叛乱団体」と解釈できるとした。しかし1991年の動員戡乱時期の終了と憲法増修条文の制定により、中華人民共和国はもはや叛乱団体とみなされなくなり(薛化元 2024; 許宗力 1996)、憲法増修条文前文と自由地区—大陸地区という区分が導入されたことにより、①原国土の分裂・分治という現実が承認され、②対岸の統治権の存在が事実上認識され、③憲法の実効的適用範囲が台湾に限定され、国家意思機関は台湾人民のみを代表するものとして理解されるようになったと指摘する(許宗力 1996)。こうした憲法解釈の潮流が生まれたことにより、两岸関係を「国と国」との関係として理解する学説も現れるようになり、同議論は1999年の李登輝・総統(当時)による「特殊(sui generis)な国と国の関係」、いわゆる「二国論」へと発

展していく(李福鐘 2024; 薛化元 2024; 許宗力 1996; 許志雄 1991)。

このような憲法解釈は、近年の民進党政権においても一定程度共有されていると考えられる。例えば大陸委員会は、「中華人民共和国を国家として承認するか否かとは別として、国籍法は中華民国以外の国籍保持を禁止している以上、それが国家であれ政権であれ同様に扱われるべきである」との見解を示している(謝莉慧 2025)。

もっとも、こうした立場の背景には、近年の中国による対台湾圧力の強化やそれに関連する两岸関係の緊張の加速という現実も存在する。中国は2005年に《反分裂国家法》を制定し、2024年にはいわゆる「懲独22条¹⁴」を発表した。また、中国人民解放军の軍用機や軍艦は台湾周辺での活動を常態化させ、防空識別圏への進入も頻繁に確認されている(國防部 2025)。加えて、中国共産党関連組織による対台湾サイバー攻撃は、2025年には1日平均約263万件に達した(國家安全局 2026)。こうした状況の中で、頼清徳・総統は2025年3月、歴代の総統として初めて中国を「境外敵対勢力」に該当するとの見解を示した(中華民國總統府 2025)。

このような近年の安全保障環境の変化の下で、两岸関係をどのように位置付けるのかという問題は、台湾の憲法体制との間に新たな緊張を生み出している。葉志彦(2026)は、两岸条例が長期にわたり中華民国の国家的法的位置を曖昧化するツールとして利用され、政界は、政治的現実との矛盾を処理しないまま同条例及び憲法体制を維持してきたと指摘する。今回の中国籍配偶者の公職就任問題は、このような制度的曖昧さが具体的な事例として表面化したとも言える。さらに葉志彦(2026)は、

13 (林哲遠 and 鍾麗華 2026)

14 正式名称は《关于依法惩治“台独”顽固分子分裂国家、煽动分裂国家犯罪的意见》。

この「曖昧さ」は、短期的には衝突を低減させるように見えるものの、長期的には憲政秩序に構造的圧力を蓄積させ、台湾の国家の法的地位をめぐる解釈を利用した中国の対台湾政治工作に利用され続ける可能性がある」と指摘している。

五、今後の展望

今回議論の対象となっている立法委員については、そもそも兩岸条例上の立候補資格規定を満たしていなかった可能性も指摘されている。行政院は既に、当該立法委員の立候補資格が確認されるまでの間、各部会（省庁に相当）に対し、一切の資料や機密資料を当該立法委員に提供しないよう指示をしている（頼于榛 2026a）。もっとも、立法委員の解職権限は立法院にあり、野党が多数派である現在、民衆党（野党）所属の当該立法委員が解職される可能性は低いとの見方もあり、本件は政治対立の中で長期化することも予測される。

真相についてはなお確認が必要ではあるものの、今後兩岸条例の立候補資格規定を満たした中国籍配偶者が公職に就任した場合、台湾は再び同様の問題に直面することになる。内政部長は当該立法委員の就任の可否について、最終的には憲法廷による判断に委ねられる可能性にも言及している（高華謙 2026）。

現在、国民党は国籍法の改正案を、民進党は兩岸条例の改正案をそれぞれ提出しており、与野党の立場は真っ向から対立している。ただし、いずれの立法的対応も、中華民国憲法が最高法規として存在する以上、憲法が想定する自由地区と大陸地区の区分との整合性という論点を避けて通ることはできない。台湾大学名誉教授の李鴻禧はかつて、「社会の進展により既存の憲法が現実に適合しなくなった場合、人民が国民投票により制憲権を行使し、その憲法を「安楽死」させるほかない」と述べた（唐詩 2016）。一方で、憲法改正には立法院における高度な議決要件に加え、国民投票において有権者総数の過半数の同意が必要とされており、改正は極めて困難であると指摘する見方も多い。

このように、複雑で特殊な要素が絡み合う台湾において、今後の制度改正や司法判断の行方は、台湾自身がどのような憲法秩序の下で国家の法的位置付けを理解すべきかという、より根源的な問いと結びついて発展していくことになるだろう。

六、参考文献

- 中華民國總統府. 2025. “總統主持國安高層會議會後記者會 提五大國安統戰威脅及十七項因應策略 籲請國人團結抵抗分化.” (March 4, 2026).
- 内政部. 2024. “内政部重申：解職史雪燕是依法行政 無關剝奪外籍配偶參政權.” (February 20, 2026).
- 内政部. 2025a. “凡雙重國籍國人欲任民選公職，負有對國家忠誠義務之責任，均應依國籍法第20條辦理，放棄中華民國以外國籍.” (February 24, 2026).
- 内政部. 2025b. “將行文富里鄉公所 重申未放棄中華民國以外國籍之村里長應依法予以解職.” (February 24, 2026).
- 内政部移民署. 2024a. “大陸地區人民入出境.” (February 24, 2026).
- 内政部移民署. 2024b. “新住民打造多元文化社會.” (February 22, 2026).
- 呂炳寬, 項程華, and 楊智傑. 2023. 中華民國憲法精義. 五南圖書出版股份有限公司.
- 國家安全局. 2026. 2025年中共對我國關鍵基礎設施網駭威脅分析.
- 國防部. 2025. 中華民國114年國防報告書. 國防部.
- 尤英夫. 2026. “自由開講”對李貞秀立委的建議. 自由時報電子報. (March 6, 2026).
- 廖元豪. 2025. “異哉，所謂「外國」國籍——前陸配服公職的雙重國籍爭議.”
- 張曼蘋. 2025. “轟内政部若不亂搞根本免修國籍法 學者：違反憲法及兩岸人民條例.” 聯合新聞網. (March 3, 2026).
- 張梓嘉. 2025. “違《國籍法》遭解職 史雪燕今提行政訴訟救濟.” 公視新聞網. (March 1, 2026).
- 曹亞沿. 2025. “新北2中配里長未解職 民政局：持續函請中央釋示.” 中央通訊社. (February 20, 2026).
- 李福鐘. 2024. “從心口不一到兩國論——李登輝總統任內關於兩岸論述的演變.” In 民主與民主之外：李登輝百年誕辰紀念學術討論會論文集, 國史館.
- 李雅雯. 2025. “陸配參政已死？陸委會：目前很可能是這樣結果.” 中央通訊社. (March 5, 2026).
- 林哲遠 and 鍾麗華. 2026. “提案修「兩岸條例」刪除「國家統一前」字眼” 林宜瑾：確立台灣、中國對等國與國關係.” 自由時報電子報. (February 20, 2026).
- 王思慧 and 王燕華. 2025. “關鍵人物／鄧萬華難過：服務

- 鄉里20年 還被罵不忠。”聯合新聞網。(February 25, 2026).
- 花蓮縣政府. 2025. “花蓮縣政府訴願決定書(114年訴字第52號).” (February 24, 2026).
- 若林正丈. 2021. 台湾の政治 增補新裝版:中華民國台湾化の戦後史. 增補新裝版. 東京: 東京大学出版会.
- 葉志彥. 2026. “《兩岸人民關係條例》與憲政自我矛盾.” *Newtalk新聞*. (February 20, 2026).
- 蕭雅娟. 2025. “陸配鄧萬華被解村長職 她泣訴政府打壓新黨陪同告發劉世芳瀆職罪.” 聯合新聞網. (February 25, 2026).
- 薛化元. 2024. “政治改革路線與國家定位的延續與斷裂：從蔣經國到李登輝.” In 民主與民主之外：李登輝百年誕辰紀念學術討論會論文集, 國史館, 225-61.
- 行政院. 2024. “《新住民基本法》—全面提升對新住民的照顧及權益保障.” (February 24, 2026).
- 許宗力. 1996. “兩岸關係法律定位百年來的演變與最新發展-臺灣的角度出發.” 月旦法學 12: 39-47. (February 27, 2026).
- 許志雄. 1991. “「分裂國家」——修憲的解讀.” 國家政策動態分析 C007.
- 謝莉慧. 2025. “劉世芳稱承認中華人民共和國被批違憲 梁文傑：攸關《國籍法》.” *Newtalk新聞*. (March 4, 2026).
- 賴于榛. 2026a. “卓榮泰：李貞秀立委資格確認前 各部會不提供資料.” *中央通訊社*. (March 9, 2026).
- 賴于榛. 2026b. “陸委會：兩岸條例規範陸配參政權 就任公職適用國籍法.” *中央通訊社*. (February 24, 2026).
- 郭建伸. 2025. “傅崐萁提修法陸配參政免放棄國籍 立院付委審查.” *中央通訊社*. (March 3, 2026).
- 陳昱婷. 2025. “內政部指中配里長應解職 北市松山區公所：研議中.” *中央通訊社*. (February 25, 2026).
- 高華謙. 2025. “內政部：5名里長具中國籍 發函區公所依法辦理.” *中央通訊社*. (February 20, 2026).
- 高華謙. 2026. “李貞秀放棄中國籍爭議 劉世芳：可能需憲法法庭處理.” *中央通訊社*. (February 27, 2026).
- 高輝. 2012. “我國《憲法》中的兩岸關係——一個中華民國，兩個地區.” 展望與探索月刊 10(5): 1-4.